

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月4日(水)午後3時から午後4時50分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林 喜太郎	委員	2番	及川 正義	委員
3番	金 杉勝城	委員	4番	布施 陽子	委員
5番	高品 文敬	委員	6番	椎名 寛	委員
7番	布施 行雄	委員	8番	小林 須美子	委員
9番	太田 憲一	委員	10番	大木 武一	委員
12番	佐藤 正剛	委員	13番	石田 利之	委員
14番	安藤 幸春	委員	15番	穴澤 久男	委員
16番	伊藤 栄治	委員	17番	渡邊 弘仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番	秋山 菊次	委員	20番	布施 利雄	委員
22番	並木 昭男	委員	23番	鎌形 豊	委員
24番	山崎 幸治	委員	25番	塚本 繁雄	委員
26番	木原 正勝	委員	27番	江波戸 和男	委員
28番	寺本 利幸	委員	29番	石橋 誠	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

11番 鈴木 茂 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 伊藤 輝夫 委員 21番 加瀬 安男 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和2年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定
について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に
係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に
係る意見決定について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

	ついて	1 件
議案第 7 号	農地買受適格証明願について	1 件
報告事項	(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	2 件
	その他	

- 6 事務局職員出席者
 (農業委員会事務局) 事務局員 3 名
 (市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 2 年 11 月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は 17 名中 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。
 お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
 よって議事録署名委員は、10 番大木武一委員、12 番佐藤正剛委員を指名いたします。
 以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「令和 2 年度第 5 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る 11 月 2 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7 番 本件につきましては、去る 11 月 2 日、午後 2 時 15 分より、市民ふれあ

いセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和2年10月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、木原正勝委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、利用権設定関係の番号13番について、審議・採決いたします。木原正勝委員は退席をお願いします。

(木原正勝委員 退席)

議 長 木原正勝委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号13番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号13番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号13番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号13番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号の利用権設定関係の番号13番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号13番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(木原正勝委員 着席)

議 長 木原正勝委員が着席しましたので、引き続き「令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

利用権設定関係の番号13番を除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号13番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号13番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号の利用権設定関係の番号13番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号13番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和2年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る11月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7 番 本件につきましては、去る11月2日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和2年10月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員と寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番から6番までについて、審議・採決いたします。高品文敬委員と寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議 長 高品文敬委員と寺本利幸委員が退席しましたので、番号1番から6番までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号1番から6番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から6番までの内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から6番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号1番から6番までについて、採決に入ります。

議案第2号の番号1番から6番までについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和2年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番から6番までを除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から6番までを除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定につ

いて」の番号1番から6番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号1番から6番までを除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番から6番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号8番から10番までについては、10月30日付けで申請者から取下願が提出されました。

番号1番、5番、7番、11番、12番、14番、16番及び17番は、利用権設定に関する件であります。番号2番から4番まで及び6番、13番、15番、18番は、所有権移転に関する件であります。

なお、この内、番号11番と12番は、議案第6号の番号2番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第6号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

【議案第3号、番号1番から18番までを議案書を基に朗読】

番号1番から18番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

10 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

4 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

1 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

5 番 番号5番から7番までの譲受人は同一です。譲受人は新たに農業経営を始
めようとするものです。労働力や習得している技術からみても問題ないと思
われます。

番号11番と12番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずる
おそれはないと思います。

12 番 番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

3 番 番号14番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号15番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

9 番 番号16番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

14 番 番号17番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

2 番 番号18番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、当初計画から設備の設計変更をしようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

15番 番号1番について、申請者は、営農型太陽光発電設備による一時転用許可を受けましたが、当初計画した機材等の仕様を変更しようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、譲受人は、営農型太陽光発電事業での一時転用許可後、事業を実施しておりましたが、今年の台風で設備が被害を受けたため、今回、設備の設計変更を行い、復旧しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5 番 番号1番について、今年の台風で被害を受けた営農型太陽光発電設備を復旧するに当たり、強風に耐えられるよう設備の仕様を変更しようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書を御覧ください。番号1番については、10月30日付けで申請者から取下願が提出されました。

【議案第6号、番号2番を議案書を基に朗読】

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,429㎡の内1,933㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号について採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
本件については、申請者が特別売却期間中に一番先に買い受けの申し出を行い、買い受けの権利が与えられた後に、農地法第三条の規定による許可申請書を提出した場合、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、当該許可申請については許可相当とする旨、付帯決議するものです。

なお、本案には、江波戸和男委員に関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。江波戸和男委員は、退席をお願いします。

(江波戸和男委員退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の議案書を御覧ください。

【議案第7号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われれます。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第7号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号について、採決に入ります。
議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る
通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完
備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和2年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第7号 農地買受適格証明願について 1件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、令和2年11月4日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。